入札説明書(最低価格方式)

件名 中小機構保有施設 (全国 33 施設) で使用する電気の調達

調達 No.1 中小企業大学校旭川校他 1 施設で使用する電気(北海道電力(株)管内)

令和7年11月13日 財務部調達·管理課

入札説明書

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下、「機構」という。)の「中小機構保有施設(全国 33 施設)で使用する電気の調達 調達 No.1 中小企業大学校旭川校他 1 施設で使用する電気(北海道電力(株)管内)」に係る入札(令和 7 年 10 月 30 日付け官報公告)については、関係法令、中小企業基盤整備機構会計規程(以下、「会計規程」という。)、中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領(以下、「契約要領」という。)、政府調達事務取扱要領(以下「政府調達要領」という。)及び中小企業基盤整備機構競争契約入札心得(以下、「入札心得」という。)に基づくもののほか、下記に定めるところによる。

記

1. 調達内容

(1)購入等件名及び数量

件名「中小機構保有施設(全国33施設)で使用する電気の調達

調達 No.1 中小企業大学校旭川校他 1 施設で使用する電気(北海道電力(株)管内)」 予定契約電力^{※1}225 kW、使用予定総電力量^{※2} 558,572 kWh

- ※1:予定契約電力は、令和7年3月の値である。また複数施設の場合は合計値である。
- ※2:使用予定総電力量(1 ヵ年分)は、<u>過去1年間の実績値×1ヵ年分</u>である。また<u>複数施設の</u>場合は合計値である。

数量 仕様書(別紙2)のとおり

(2)特質等

仕様書のとおり

(3)契約予定日及び供給期間

契約予定日 令和8年1月末日以降可能

供給期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4)需要場所

仕様書(別紙1)による

- (5)入札方法
 - ① 入札は、入札公告に示してあるとおり、調達 No.1 から No.8 までの調達毎に行う。
 - ② 入札書は件名ごとに作成し、⑦記入例 4「封筒記入例」のとおり封緘して提出すること。
 - ③ 入札書に記載する金額は、調達 No.1 から No.8 の調達毎に、各社において設定する契約電力に対する単価(基本料金単価)及び使用電力量に対する単価(従量料金単価)に、あらかじめ当機構が仕様書別紙2で提示する施設毎、月毎の予定契約電力及び予定使用電力量を乗じた価格(1カ年分)の総価(施設合計)を入札金額(消費税相当額を含む。)とすること。

※ 入札書に記載する金額の算定にあたっては、力率割引は力率100%と仮定し、0.85を用いること。発電費用等に係る燃料価格変動等の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額(消費税相当額を含む、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とする。

2.競争参加資格

(1) 中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領*(以下「要領」という。)第2条及び第3条の規 定に該当する者ではないこと。※要領については機構HP

(https://www.smrj.go.jp/procurement/bid/contract/index.html)を参照。

- (2) 中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程(規程22第37号)第2条に規定する反社会的勢力に該当する者ではないこと。
- (3) 令和7・8・9年度の全省庁統一資格を有する者であり、「物品の製造」、「物品の販売」の「AI、「BI、「CI又は「DIの等級に格付されている者であること。
- (4) 当機構または経済産業省発注契約に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (6) 当該調達に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (7)省CO2化の要素を考慮する観点から「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を満たすこと。
- (8)以下の3.に定める証明書等を提出あるいは提出し承認を受けたものであること。

3.証明書等の提出について

上記 2. 競争参加資格について、添付資料「②申請書様式」により作成し、<u>令和 7 年 12 月 12 日(金) 17:00 まで</u>に郵送又は持参により提出すること。郵送の場合は書留郵便等の配達履歴を確認できる手段のみとし、期日までに必着とする。なお、複数の入札を希望する場合であっても「②申請書様式」は 1 通で良い。

(1)提出場所

〒105-8453 東京都港区虎ノ門 3 - 5 - 1 虎ノ門 37 森ビル7 階独立行政法人中小企業基盤整備機構 財務部 調達・管理課電話 03-5470-1507 FAX 03-5470-1512

担当 吉田 E-mail: chotatsu@smrj.go.jp

(2)承認又は未承認の回答

提出された書類に関する承認又は未承認の回答は、提出書類に記入された担当者あてに電子 メールで回答する。

(3)その他

① 資料の提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- ② 資料は、本件入札に関する競争参加資格の確認以外には使用しない。
- ③ 提出された資料は返却しない。
- (4)入札説明書及び仕様書に係る説明会については、次のとおり開催する。

日時: 令和7年11月13日(木)14:00~

場所:東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 中小企業基盤整備機構 2 階 2L 会議室

入札説明会に参加を希望する者は、 $\frac{6}{1}$ 7年 11月 12日 (水) 17:00 までに 3. (1)の場所に電子メール(会社名及び出席者明記のうえ(形式自由))により申請すること。定員は各社 1名とする。

4.仕様書等の交付

仕様書等は、入札説明会にて配布する。入札説明会に出席できない者は、3.(1)の場所に①会 社名、②部署、役職、③氏名を明記の上、電子メールにて申請のこと(申請様式は任意)。

交付期間は、令和7年11月14日(金)から令和7年12月12日(金)17:00まで。

5.仕様書等に関する照会

仕様書等についての照会は、質問書(添付資料④記入例1、添付資料⑧様式1)を作成し、 令和7年11月28日(金)17:00までに3.(1)の場所へ提出すること(郵送の場合は必 着)。ただし、質問内容(様式任意)については、事前に電子メールにより3.(1)の場所へ提出 すること。

質問に対する回答は、質問があった場合において、仕様書等の交付を申請した者、全員に電子メールにて回答する。電話、及び FAX での質問については一切回答しない。

併せて、令和7年12月5日(金)より令和7年12月18日(木)までの間、3.(1)の場所においても掲示する。

質問のない場合については、質問書の提出は不要である。

6.入札書の提出方法、場所等並びに開札に立ち会う者に関する事項

入札者は、<u>初度の入札書</u>を直接又は書留郵便等の配達履歴を確認できる方法で提出しなければならない。

なお、代理人をして入札書の開札の立会い、2度目以降の入札をさせるときは、添付資料⑨様式 2の委任状を提出しなければならない。

委任状の代表者印については、添付資料⑤記入例2のとおり当機構又は全省庁等統一資格へ競争参加資格申請を行った際に使用した代表者印によるものとし、使用印鑑変更届の提出がない異なる代表者印で押印されたものについては、その委任状、入札書が全て無効(失格)となるので注意すること。

・入札.書

様式:添付資料⑩様式3を封入すること。

添付資料⑥記入例3を参照し作成すること。

郵送にあたっては、入札書在中の封筒(添付資料②記入例 4 参照)を郵便用封筒(サイズは任意)等に封入したうえで、表書きに「入札書在中」と記入すること。

なお受領期限を遅延して提出した入札書、密封・封緘していない入札書は、その理由の如何を 問わず無効とする。

提出物については、返却しないものとし、書類作成に要する費用は入札者の負担とする。

(初度の入札書の提出)

(1)提出場所

3.(1)による。

(2)受領期限

入札書の受領期限 令和7年12月18日(木)17:00まで

(3)開札(2度目以降の入札を含む。)の日時及び場所 令和7年12月19日(金)

①時刻

調達 No.1 14:00

2)場所

〒105-8453 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル独立行政法人中小企業基盤整備機構 2階 2L会議室

なお、入札は、7.(3)「初度入札を含め3回を限度として直ちに再度の入札を行う。」こととなるため、 開札の立会いをしない場合には、令和7年12月18日(木)17:00までに文書または電子メールにて、立会いをしない旨及び2回目以降の入札を放棄する旨を申し出ること。なお、この様式は問わない。

7. 落札者の決定方法

(1)当機構が定める予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と する。

但し、予定価格に対し著しく低い金額により入札が行われた場合にあっては、調査等を行った上で落札者を決定する場合がある。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。なお、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引いて落札者を決定する。
- (3) 開札をした場合において、各人の入札のうち、当機構の定める予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、初度入札を含め3回を限度として直ちに再度の入札を行う。

なお、この入札手続きにおいて失格となった者及び無効入札者については、原則として再度入札に参加することはできない。

但し、予定価格と応札額が著しく乖離している場合は再度の入札を行わず不調として入札を中止する場合がある。

(4) 入札金額については、本書、入札公告及び仕様書に基づき作成された、調達区分ごとの各施設の総価(1カ年分)としている。開札をした場合において、入札金額がこれ以外の表記がなされていたと判明した場合、理由の如何を問わず、入札書は無効とする。

8.契約書の作成

契約書は、添付資料③別紙 2「契約書(案)」を原則とし、当機構と落札者との協議により 2 通作成し、双方各 1 通を保有する。

なお、契約単価は添付資料⑩様式3の別紙、内訳書に記入された単価で契約するものとする。

9.支払いの条件

支払いは毎月、適正な支払請求書を受理した日から30日以内に対価を支払うこととする。ただし、落札者の公表している規程等がある場合は甲乙協議してこれに変えることができるものとする。

10.契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地等

東京都港区虎/門三丁目5番1号

独立行政法人 中小企業基盤整備機

契約担当役 理事 森澤 泰治

※契約手続きの問い合わせについては、上記の者ではなく、3.(1)の担当者に問い合わせをすること。

11.契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

12.入札心得

入札心得については、当機構ホームページ「入札・契約情報/発注予定工事・契約関係書類/工事契約関連」の頁(アドレス)https://www.smrj.go.jp/procurement/bid/order/に掲載されているので適宜参照すること。入札心得に記載されている事項については、この入札説明書において必要とされる事項を各項において標記しているが、この説明書を補完する条文は、第2(公正な入札の確保)、第2の2(談合等不正行為があった場合の違約金等)、第3(入札の取り止め等)、第5(入札書の引き換え等の禁止)、第6(入札の無効)であり、このほか本入札に適合しない項目及び様式等については、本説明書、仕様書によるものとする。

(公正な入札の確保)

- 第2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第2の2 第8に定める落札者が、次の各号の一に該当したときは、落札者は、契約担当役の請求に基づき、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として契約担当役の指定する期間内に支払わなければなりません。
- 一 契約に関し、落札者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定に違反し、 又は落札者が構成事業者である事業団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、 公正取引委員会が落札者に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、 当該納付命令が確定したとき。
- 二 契約に関し、落札者(法人にあっては、その役員又は使用人)の刑法(明治 40 年法律第 45号)第 96 条の 3 又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 89 条第 1 項若しくは 第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定に該当した場合は契約を取り消す場合があります。
- 3 第1項に規定された条項は履行後も有効となります。

(入札の取り止め等)

第3 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することが出来ないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。

(入札書の引換え等の禁止)

第5 入札参加者は、入札書をいったん入札箱に投入した後は、開札の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできません。入札者の意思表示の内容は、入札書に表示された文字により判断しますから、見積り誤り、書き誤り、その他の動機の錯誤等を理由として入札の無効を主張することはできません。

(入札の無効)

- 第6 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。
- 一 入札金額を記載していない入札又は入札金額を訂正した入札
- 二 記名又は押印のいずれかを欠く入札
- 三 誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- 四 入札に参加することができない者がした入札
- 五 委任状を入札前までに提出していない代理人名の入札
- 六 2 通以上の入札書をもってした入札
- 七 明らかに連合によると認められる入札
- 八 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札

- 九 再度の入札において、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもってした入札
- 十 機能証明書等を添付することとされた入札にあっては、当該機能証明書等が審査の結果採用されなかった入札.
- 十一 調達物品と同等のものであることを証明する必要のある入札にあっては、同等のものであることを証明できなかった入札
- 十二 その他入札に関する条件に違反した入札

13.その他

- (1)競争参加者は、提出した証明書類等について説明を求められた場合は、自己の負担において速やかに書面をもって説明しなければならない。
- (2)提出した入札書及び証明書類等は、変更及び取り消しをすることができない。
- (3)3. の証明書類を提出した者が、本件入札を入札前に辞退する場合は、様式4「入札辞退届」を提出すること。(郵送でも可。)
- (4)今回の入札を通じて入札者が知り得た情報は、第三者に漏洩してはならない。

◎添付資料

什様書 別冊

- ①「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」
- ② 申請書様式、別紙1適合証明書
- ③ 別紙 2 「契約書 (案) |
- ④ 記入例 1「質問書」
- ⑤ 記入例 2「委任状 |
- ⑥ 記入例 3「入札書・内訳書」
- ⑦ 記入例 4「封筒記入例 |
- ⑧ 様式1「質問書」
- ⑨ 様式 2 「委任状 |
- ⑩ 様式3「入札書・内訳書」
- ⑪ 様式4「入札辞退届」

① 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件 (北海道電力ネットワーク管内)

1.条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※)しており、かつ、①令和5年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が60点以上であること。

要素	区分	配点
① 令和 5 年度 1kWh 当たりの二	0.000 以上0.400 未満	7 0
酸化炭素排出係数(調整後排	0.400 以上0.425 未満	6 5
出係数)(kg-CO ₂ /kWh)	0.425 以上0.450 未満	6 0
	0.450 以上0.475 未満	5 5
	0.475 以上0.500 未満	5 0
	0.500 以上0.520 未満	4 5
② 令和 5 年度の未利用エネルギー活	0. 675%以上	1 0
用状況	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導	15.00%以上	2 0
入状況	8.00%以上 15.00%未満	1 5
	3.00%以上 8.00%未満	1 0
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易的 D	取り組んでいる	5
Rの取組		
地域における再エネの創出・利用の	取り組んでいない	0
取組		

- (注) 各用語の定義は表「各用語の定義」を参照。
- ※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る。)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2.添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認書類として 1.の条件を満たすことを示す資料及びその根拠を示す書類を添付すること。

- 3.契約期間内における努力等
- (1)契約事業者は、契約期間の 1 年間についても、1.の表による評点の合計が 60 点以上となるように 電力を供給するように努めること。
- (2)1.の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1.の基準を満たして電力の供給を行ったか否か、報告するものとする。
 - (表) ①二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件の「用語の定義 I

用語	定義
①令和5年度1kWh	「令和5年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。
当たりの二酸化炭	令和5年度の事業者全体の調整後排出係数(地球温暖化対策の推進に関す
素排出係数	る法律(以下、「温対法」という。)に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表
	したもの)
	1. 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境
	大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業
	者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。
	2. 温対法に基づき令和5年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全
	体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算
	定した令和5年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。
②令和5年度の未	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 5 年度における未利用エネル
利用エネルギー活	ギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。
用状況	
	令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和5年
	度の供給電力量(需要端)(kWh)で徐した数値
	(算定方式)
	令和 5 年度の未利用エネルギーの活用状況(%)=〔令和 5 年度の未利用エネル
	ギーによる発電電力量(送電端)/令和 5 年度の供給電力量(需要端)〕×100
	1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネル
	ギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによ
	る発電量を算出する。
	①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実
	測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分す
	る。
	②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エ
	ネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から

未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

- 2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。
 - ①工場等の廃熱又は排圧
 - ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)(以下「再エネ特措法」という。)第二条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。)
 - ③高炉ガス又は副生ガス
- 3. 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
- 4. 令和 5 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

③令和 5 年度の再生エネルギーの導入状況

化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和 5 年度の供給電力量に占める令和 5 年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。算出方法は、以下のとおり。

令和 5 年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)(kWh)を令和 5 年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値。

(算定方式)

令和 5 年度の再生可能エネルギーの導入状況(%)=〔令和 5 年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)/令和 5 年度の供給電力量(需要端)〕×100

- 1. 令和 5 年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)(kWh)は、次の ①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和 5 年度の小売電気事業者の 調整後排出係数の算定に用いたものに限る。
 - ①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量(送電端)(kWh)
 - ②グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に 由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書(電力)の量(kWh)
 - ③J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジット の電力相当量(kWh)
 - ④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)
 - ⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判

別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量(kWh)

2. 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー 電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再 生可能エネルギー源を用いる発電設備(太陽光、風力、水力(30,000kW 未 満。ただし、揚水発電は含まない。)、地熱及びバイオマス)による電気を対象と する。

④省エネに係る情報 提供、簡易的 DRの取組 地域における再エ ネの創出・利用の 取組

需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
- ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

※ この表の定義は、適合証明書及び「①二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の 状況に関する条件」にのみ適用する。

令和 年 月 日

独立行政法人中小企業基盤整備機構 契約担当役

理事 森澤 泰治 殿

住 所会 社名 代表者氏名

印

中小機構保有施設(全国33施設)で使用する電気の調達 に関する入札に係る競争参加資格確認書類の提出について

※入札に参加する各調達 No,地区のチェック欄に○印を付すこと。

調達No.	1	2	3	4	5	6	7	8
地区	北海道	東北	関東	部	北陸	関西	田中	九州
チェック								

「中小機構保有施設(全国 33 施設)で使用する電気の調達」の入札に関し、以下のとおり応札者の条件に適合することを証明します。

項	条件	回答	添付資料
目	采 什	(○or×)	の有無
1	契約要領第2条及び第3条の規定に該当する者ではないこと。		
2	独立行政法人中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程(規程 22 第 37 号)第2条に規定する反社会的勢力に該当する者ではないこと。		
3	令和7・8・9年度の全省庁統一資格を有する者であり、「物品の製造」、「物品の販売」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。		資格審査結果通知書の写しを 添付すること。
4	当機構または経済産業省発注契約に係る指名停止 処分を受けている者でないこと。		
5	電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者の登録を受けている者であること。		小売電気事業者の登録を受け ていることを証明する書類の写し

6	当該調達に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。	直近3ヵ年の決算関係資料 (貸借対照表、損益計算書) の写し
	省 CO2 化の要素を考慮する観点から、添付資料①	
7	「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関す	別紙 1(適合証明書)
	る取組の状況に関する条件」を満たすこと。	

申請書に対する照会先

会社名	
所属部署	
担当者名	
電話番号	
FAX	
E-Mail	

【記載上の注意事項】

- 1.申請書の様式で要求している事項に対し、条件を全て満たしている場合は「回答欄」に「○」を、満たさない場合は「×」を記載。
- 2.「添付資料の有無」の欄に記述している資料は必ず添付すること。

適合証明書

令和 年 月 日

住 所 会 社 名 代表者氏名

ЕD

下記のとおり相違ないことを証明いたします。

1.電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

	開示方	法		番号
①ホームページ	②パンフレット	③チラシ		
④その他 ()	

2. 令和 5 年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
1	令和 5 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数		
	(単位:kg-CO2/kWh)		
2	令和 5 年度の未利用エネルギー活用状況		
3	令和5年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組の有無	点 数
4	省エネに係る情報提供、簡易的 DRの取組		
	地域における再エネの創出・利用の取組		

①~④の合計点数		

- 注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。
- 注 2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、①「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」により算出した値を記載すること。
- 注3)1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点が60点以上となった者を本調達の入札適合者とする。
- 注4)1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

契約書(案)

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「発注者」という。)と株式会社〇〇(以下「受注者」という。)とは中小機構保有施設(全国 33 施設)で使用する電気の調達 調達 No.1 中小企業大学校旭川校他 1 施設で使用する電気(北海道電力(株)管内)の需給について下記条項に基づき契約を締結する。

記

(契約の目的)

第1条 受注者は、別添仕様書に基づき中小企業大学校旭川校他1施設で使用する電気を需要に 応じて供給し、発注者は、受注者にその対価を支払うものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は次のとおりとし、2項に定める消費税を含むものとする。

(基本料金)

種別•区分	基本料金単価
	(1kW につき)
基本料金	円 銭

(電力量料金)

(3,5=1,=,			
種別•区分		電力量料金単価	
		(1kWh につき)	
昼間電力量	夏季	円 銭	
	その他季	円 銭	
大明馬上 目	夏季	円 銭	
夜間電力量	その他季	円 銭	

- ※入札書の別紙、内訳書に記載された金額(単価)が契約金額となる。
- 2 消費税は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額とする。

3 発電費用等の変動により契約金額が著しく不適当になったときは、発注者及び受注者が協議のうえ 契約金額の変更をすることができる。

(供給場所及び期間)

第3条 受注者の電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

場 所 仕様書別紙1のとおり

契約期間 令和8年__月__日(契約締結日)から令和9年3月31日まで 供給期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(契約保証金)

第4条 発注者は、本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を全額免除する。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。

(使用電力量の増減)

第6条 発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力)

第7条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(計量及び検査)

第8条 計量日は、当該一般送配電事業者が検針を行った日、または行ったものとされる日とし、受注者は計量日に計量器によって記録された数値により使用電力量等を算定し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定期間)

第9条 各月の料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの間とする。

(料金の支払い及び遅延利息)

第10条 受注者は、第8条の検査合格後、当該月における使用電力量に第2条第1項に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じて得た額(ただし、燃料費調整及び市場価格調整を行う場合は、燃料調整額及び市場価格調整額を加減した額とする。)と契約電力に第2条第1項で定める契約

金額(基本料金単価)を乗じて得た額(ただし、力率割引割増を行う場合は、力率割引割増して得た額とする。)と再生エネルギー発電促進賦課金(当該金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とする。)を合計した額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とする。)を1月毎に発注者に請求するものとし、発注者は、適法な請求書を受理した日から30日以内に受注者に支払わなければならない。

なお、基本料金の力率割引または割増、電力量料金の燃料費調整、市場価格調整及び「電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 108 号)に基づく賦課金については、北海道管内の一般送配電事業者が特定需要に対して定める標準供給条件(基本契約要綱)によるものとする。

- 2 本契約が対象となる国の補助事業及び措置等があった場合には、電気料金にそれを適用する。
- 3 発注者は自己の責めに帰すべき事由により、前項に規定する料金の支払いを遅延したときは、前項の期間満了の日の翌日から支払いまでの日数に応じ、当該未払金額から消費税及び地方消費税の額を減算した金額に対し年 2.5 パーセントの割合で計算した遅延利息(当該金額に 100 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とする。)を受注者に支払うものとする。

(契約の解除)

- 第11条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 受注者が天災その他不可抗力の原因によらないで、この契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないと発注者が認めたとき。
 - (2) 受注者が正当な事由により解約を申し出たとき。
 - (3) 本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正行為があったとき。
 - (4) 前各号に定めるもののほか、受注者が本契約条項に違反したとき。
 - (5) この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくは使用人等が不正の行為をしたとき又はこれらの者が発注者の行う検査若しくは監督を妨げ、又は妨げようとしたとき。
 - (6) 受注者が破産の宣告を受け、又は無能力者となり、若しくは居所不明となったとき。
- 2 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1)役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又は その支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。)が、暴 力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策 法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる とき。
 - (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員 が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (4)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当すること を知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(第六号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(違約金)

第12条 前条第1項により発注者がこの契約を解除した場合(ただし、同条同項第6号の場合を除く。また、同条同項第1号または第2号の場合については受注者の責めに帰すべき事由による場合に限る。)、前条第2項により発注者がこの契約を解除した場合、その他受注者の責めに帰すべき事由により、本契約が解除された場合は、受注者は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に第2条第1項で定める契約金額(電力量料金単価)を乗じて得た金額と契約電力に第2条第1項で定める契約金額(基本料金単価)を乗じて得た金額の合計金額から消費税及び地方消費税の額を減算した金額の100分の10に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

(損害賠償)

第13条 発注者は契約の解除(第11条第1項第2号による場合を除く。)及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

(機密の保持)

第14条 発注者及び受注者は、業務上知り得た互いの秘密を他に漏らしてはならない。本契約終了後においても、この責任を負うものとする。ただし、発注者及び受注者の業務運営上特に必要な場合で、発注者又は受注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第15条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額(契約期間に係る予定使用電力量に第2条第1項で定める契約金額(電力量料金単価)を乗じて得た金額と契約電力に第2条第1項で定める契約金額(基本料金単価)を乗じて得た金額の合計金額とする。なお、この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額)の10分の1に相当する額を違約金としての指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受

注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき。(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者または受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治 40年法律第 45号)第 96条の6又は独占禁止法第 89条第1項若しくは第 95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を 経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息 を発注者に支払わなければならない。

(協議)

第16条 本契約について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項については、受注者の電気 需給約款によるほか発注者受注者協議して定めるものとする。

(合意管轄)

第17条 本契約に関する訴えの管轄は、発注者の所在地を管轄区域とする東京地方裁判所とする。

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 独立行政法人中小企業基盤整備機構 契約担当役 理事 森澤 泰治

受注者 東京都##区##町#丁目#番#号 株式会社**** 代表取締役 ****

契約書条文に係る留意事項

本件契約については、原則としてこの契約条文によるものとする。 業務履行上特段の事情がある場合については、別途覚書、特約条項等を取り交わすものとする。 契約書体裁については、この条文のほか仕様書を添付して製本し発注者及び受注者にて取り交わすものと する。 ④ 記入例 1様式 1

令和 年 月 日 ※(質問書提出日を記入する)

質問書

独立行政法人中小企業基盤整備機構 契約担当役 理事森澤泰治 殿

※必ず代表者によるものとし、登録済の代表者印を押印する。

住 所 東京都港区虎ノ門三丁目 5 番 1 号 会社名 株式会社中小商事 代表者名 代表取締役 中小太郎

中小機構保有施設(全国33施設)で使用する電気の調達に関する質問書を提出します。

※共通の質問については、<共通>と、個別の質問については<調達 No.1>を頭にご記入ください。

質問事項		<共通>
	•••••	
	2	<共通>
	3	<調達 No.1>

様式 2

委 任 状

私は、<u>中小 一郎</u>を代理人と定め、独立行政法人中小企業基盤整備機構の発注する「中小機構保有施設(全国 33 施設)で使用する電気の調達 調達 No.1 中小企業大学校旭川校他 1 施設で使用する電気(北海道電力(株)管内)」に関し、下記の権限を委任します。

※複数の調達を希望する場合、委任状は調達 No.ごとに提出すること。

※当日の開札に立ち会いをしない場合には、委任状の提出は不要。

記

- 1. 開札の立ち会いに関する一切の件
- 2. 再度入札(見積)に関すること。

代理人 中小 使用印鑑

令和 年 月 日

住 所 東京都港区虎ノ門三丁目 5 番 1 号 委任者 会社名 株式会社中小商事 代表者名 代表取締役 中小太郎 印

独立行政法人中小企業基盤整備機構 契約担当役

理事 森澤 泰治 殿

本状において委任を受けた者は再度入札より復理人氏名、使用印にて入札することができる。(入札当日は使用印を忘れないこと)使用印鑑届出印にて応札の場合、同一印影の押印でない場合は代理人相違となるので注意。

委任状は初度入札時の封筒には封入しないこと。

⑤ 記入例 様式 2-1

委 任 状

私は、〇〇事業部長 佐藤 二郎 を代理人と定め、独立行政法人中小企業基盤整備機構の発注 する「中小機構保有施設(全国 33 施設)で使用する電気の調達 調達 No.1 中小企業大学校旭川 校他 1 施設で使用する電気(北海道電力(株)管内)」に関し、下記の権限を委任します。

記

- 1. 見積及び入札について
- 2. 契約の締結について
- 3. 保証金の納付、還付の請求及び領収について
- 4. 代金の請求、受領及び物品の収受について
- 5. 復代理人の選任について

その他、委任事項を記入する。

代理人 佐藤 使用印鑑

令和 年 月 日

住 所 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 委任者 会 社 名 株式会社中小商事 代表者名 代表取締役 中小太郎 印

独立行政法人中小企業基盤整備機構 契約担当役

理 事 森澤 泰治 殿

本社より支店、現業部の長へ復委任を行う場合、様式 2-2 を参照のうえ復委任状を作成すること。

委任状は初度入札時の封筒には封入しないこと。

⑤ 記入例 様式 2-2

復 委 任 状

私は、〇〇事業部 鈴木 一郎 を復代理人と定め、独立行政法人中小企業基盤整備機構の発注する「中小機構保有施設(全国 33 施設)で使用する電気の調達 調達 No.1 中小企業大学校旭川校他 1 施設で使用する電気(北海道電力(株)管内)」に関し、下記の権限を委任します。

記

- 1. 入札に関する一切の件
- 2. 開札の立会に関する一切の件
- 3. 再度入札(見積り)に関する一切の件

その他、復委任事項を記入する。

令和 年 月 日

住 所 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号

委任者 会社名 株式会社中小商事

氏 名 〇〇事業部長 佐藤二郎

本状において復委任を受けた者は初度入札より復代理人氏名、使用印にて入札することができる。(入札当日は使用印を忘れないこと)使用印鑑届出印にて応札の場合、同一印影の押印でない場合は代理人相違となるので注意。

復委任状は初度入札時の封筒には封入しないこと。

独立行政法人中小企業基盤整備機構 契約担当役

理 事 森澤 泰治 殿

様式 3

入 札 書 円止め (小数点以下は切り捨て)

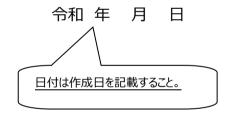
金. 円也

(施設が複数ある場合は合計金額)

【内訳書】別紙のとおり。

(入札件名)「中小機構保有施設(全国 33 施設)で使用する電気の調達 調達 No.1 中小企業大学校旭川校他 1 施設で使用する電気(北海道電力(株)管内)」

中小企業基盤整備機構競争契約入札心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。



- ※全省庁統一資格申請通知書記載の会社住所、会社名を記入
- ※初度入札書には代表者名の記載、代表者印押印

住 所会社名 氏 名

> ※2 度目以降、代理人が再度入札の場合は代理人 氏名と委任状に押印された印鑑、会社印は不要。

独立行政法人中小企業基盤整備機構 契約担当役 理事森澤泰治 殿

6 記入例3

様式3 別紙 総括表

(件名)「中小機構保有施設(全国 33 施設)で使用する電気の調達

調達 No.1 中小企業大学校旭川校他 1 施設で使用する電気(北海道電力(株)管内)」

施設名	金額(円)
①中小企業大学校旭川校	
②北大ビジネス・スプリング	
合計金額(円)	

6 記入例 3

様式 3 別紙 内訳 ※調達 No.1 は 2 施設あるため、別紙内訳書は 2 枚添付すること。

調達 No.1 施設名; 中小企業大学校旭川校

1. 基本料金

区分	a)予定契約 電力(kW)	b)供給期間 12ヶ月	C)基本料金 単価	d)力率補正 0.85	e)金額(円) a)×b)×c)×d)
			(円/kW)		
基本料金	А	12	В	0.85	A×12×B×0.85
小計(1)					1)

2. 電力量料金

区分	f)予定使用電力量 (kWh)	g)電力量料金単価 (円/kWh)	h)金額(円) f)×g)
昼間電力量·夏季	С	D	C×D
昼間電力量・その他季	E	F	E×F
夜間電力量·夏季	量·夏季 G		G×H
夜間電力量・その他季	国力量・その他季 I		I×J
小計②			②C×D+E×F+G×H+I×J

3. 入札書価格算定

区分	金額(円)
A 合計 (小計①+小計②) (円)	①A×12×B×0.85+②C×D+E×F+G×H+I×J

- ★予定契約電力量(kW)及び電力量(kWh)については、仕様書別紙2による。
- ※1:内訳書は施設毎に作成し、その合計値を次に示す総括表にまとめ、合計額を入札書に記入すること。 ただし調達内の施設が、1施設の場合は、総括表は不要であり、内訳書も1通で良い。
- ※2:用いる数値は次の考え方による。
- a) 予定契約電力(kW) は仕様書別紙2に提示する数量(単位止)
- b) 供給期間は12ヶ月:整数値
- C) 基本料金単価(円/kW)は小数点以下第2位止
- d) 力率補正値は 100%と仮定「〔185 力率〕/100」で算出した数値 0.85(固定値)」とする。e)、h)及び小計①、小計②は、小数点第 2 位止め(小数点第 3 位以下切り捨て)とする。
- f) 予定使用電力量(kWh) は仕様書別紙2に提示する数量(単位止)。
- g) 電力量料金単価(円/kWh) は小数点以下第2位止とする。
- ※3: <再掲>予定価格算定においては、<u>力率補正値は 100%と仮定、燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促</u> 進賦課金は考慮しない。
- ※4: Aの合計欄は小計欄①及び②を合計し、小数点以下を切り捨て単位止とする。

封筒記入例

表

る入札書 中小企業大学校旭川校他1施設で使用する電気(北海道電力(株)管内)」に係件 名 「中小機構保有施設(全国33施設)で使用する電気の調達 調達 No.1	・対理・・対理・・対理・・対理・・対理・・対理・・対理・・対理・・対理・・対理	■ 3 封筒を使	代 表 者 名	封	(住) 所
係		については代表	長者印、社印のい		

質問書

独立行政法人中小企業基盤整備機構 契約担当役 理 事 森澤 泰治 殿

> 住 所 会社名 代表者名

中小機構保有施設(全国 33 施設)で使用する電気の調達に関する質問書を提出します。

※共通の質問については、<共通>と、個別の質問については<調達 No.1>を頭にご記入ください。

質問事項	
	2
	3

9	╁╧╼╬	2
(9)	悿圠	_

委 任 状

私は、_	を代理』	人と定め、独立行政法人	中小企業基盤整備機構の発注する「中小機構係	₹
有施設	(全国 33 施設)	で使用する電気の調達	調達 No.1 中小企業大学校旭川校他 1 施設	
で使用す	「る電気(北海道電	園力(株)管内)」に関し、 ⁻	下記の権限を委任します。	

記

- 1. 開札の立ち会いに関する一切の件
- 2. 再度入札(見積)に関すること。

代理人 使用印鑑

令和 年 月 日

住 所 委任者 会社名 代表者名

独立行政法人中小企業基盤整備機構 契約担当役 理事森澤泰治殿

⑨ 様式 2-1

委 任 状

私は、	を代理ノ	人と定め、独立行政	法人	中小企業基盤整備機構の発注する
「中小機構保有施設	(全国 33 施設)	で使用する電気の	周達	調達 No.1 中小企業大学校旭川校
他1施設で使用する	電気(北海道電力	(株)管内)」に関し、	下記	この権限を委任します。

記

- 1. 見積及び入札について
- 2. 契約の締結について
- 3. 保証金の納付、還付の請求及び領収について
- 4. 代金の請求、受領及び物品の収受について
- 5. 復代理人の選任について

その他、委任事項を記入する。

代理人使用印鑑	
1×7 13 F1-34	

令和 年 月 日

住 所 委任者 会 社 名 代表者名

独立行政法人中小企業基盤整備機構 契約担当役 理 事 森澤 泰治 殿

⑨ 様式 2-2

復 委 任 状

私は、	を復代理	人と定め、独立行政法ノ	(中小企業基盤整備機構の発注する
「中小機構保有施設(:	全国 33 施設)	で使用する電気の調達	調達 No.1 中小企業大学校旭川校
他1施設で使用する電流	気(北海道電力	(株)管内)」に関し、下詞	己の権限を委任します。

記

- 1. 入札に関する一切の件
- 2. 開札の立会に関する一切の件
- 3. 再度入札(見積り)に関する一切の件

その他、復委任事項を記入する。

復代理人	
使用印鑑	

令和 年 月 日

住 所 委任者 会 社 名 氏 名

独立行政法人中小企業基盤整備機構 契約担当役 理事森澤泰治 殿 ⑩ 様式3

入 札 書

_ 金. 円也

(入札件名)「中小機構保有施設(全国 33 施設)で使用する電気の調達 調達 No.1 中小企業大学校旭川校他 1 施設で使用する電気(北海道電力(株)管内)」

中小企業基盤整備機構競争契約入札心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所 会社名 氏 名

独立行政法人中小企業基盤整備機構 契約担当役 理 事 森澤 泰治 殿

⑩ 様式 3 別紙 総括表

(件名) 中小機構保有施設(全国 33 施設)で使用する電気の調達 調達 No.1 中小企業大学校旭川校他 1 施設で使用する電気(北海道電力(株)管内)

施設名	金額(円)
①中小企業大学校旭川校	
②北大ビジネス・スプリング	
合計金額(円)	

⑩ 様式3 別紙 内訳①

調達 No.1 施設名;①中小企業大学校旭川校

1. 基本料金

区分	a)予定契約 電力(kW)	b)供給期間 12ヶ月	C)基本料金 単価	d)力率補正 0.85	e)金額(円) a)×b)×c)×d)
			(円/kW)		
基本料金					
小計①					

2. 電力量料金

区分	f)予定使用電力量	g)電力量料金単価 (円/kWh)	h)金額(円)
	(kWh)	(,)	f)×g)
昼間電力量·夏季			
昼間電力量・その他季			
夜間電力量·夏季			
夜間電力量・その他季			
小計②			

3. 入札書価格算定

区分	金額(円)
A 合計 (小計①+小計②) (円)	

- ★予定契約電力量(kW)及び電力量(kWh)については、仕様書別紙2による。
- ※1:内訳書は施設毎に作成し、その合計値を次に示す総括表にまとめ、合計額を入札書に記入すること。 ただし調達内の施設が、1施設の場合は、総括表は不要であり、内訳書も1通で良い。
- ※2:用いる数値は次の考え方による。
- a) 予定契約電力(kW) は仕様書別紙2に提示する数量(単位止)
- b) 供給期間は12ヶ月:整数値
- C) 基本料金単価 (円/kW) は小数点以下第2位止
- d) 力率補正値は 100%と仮定「〔185 力率〕/100」で算出した数値 0.85(固定値)」とする。e)、h)及び小計①、小計②は、小数点第 2 位止め(小数点第 3 位以下切り捨て)とする。
- f) 予定使用電力量(kWh) は仕様書別紙 2 に提示する数量(単位止)。
- q) 電力量料金単価(円/kWh) は小数点以下第2位止とする。
- ※3: <再掲>予定価格算定においては、力率補正値は 100%と仮定、燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促 進賦課金は考慮しない。
- ※4: Aの合計欄は小計欄①及び②を合計し、小数点以下を切り捨て単位止とする。

⑩ 様式3 別紙 内訳②

調達 No.1 施設名;②北大ビジネス・スプリング

1. 基本料金

区分	a)予定契約 電力(kW)	b)供給期間 12ヶ月	C)基本料金 単価 (円/kW)	d)力率補正 0.85	e)金額(円) a)×b)×c)×d)
基本料金					
小計①					

2. 電力量料金

区分	f)予定使用電力量	g)電力量料金単価 (円/kWh)	h)金額(円)
	(kWh)		f)×g)
昼間電力量・夏季			
昼間電力量・その他季			
夜間電力量·夏季			
夜間電力量・その他季			
小計②			

3. 入札書価格算定

区分	金額(円)
A 合計 (小計①+小計②) (円)	

- ★予定契約電力量(kW)及び電力量(kWh)については、仕様書別紙2による。
- ※1:内訳書は施設毎に作成し、その合計値を次に示す総括表にまとめ、合計額を入札書に記入すること。 ただし調達内の施設が、1施設の場合は、総括表は不要であり、内訳書も1通で良い。
- ※2:用いる数値は次の考え方による。
- a) 予定契約電力(kW) は仕様書別紙 2 に提示する数量(単位止)
- b) 供給期間は12ヶ月:整数値
- C) 基本料金単価(円/kW) は小数点以下第2位止
- d) 力率補正値は 100%と仮定「〔185 力率〕/100」で算出した数値 0.85(固定値)」とする。e)、h) 及び小計①、小計②は、小数点第 2 位止め(小数点第 3 位以下切り捨て)とする。
- f) 予定使用電力量(kWh) は仕様書別紙2に提示する数量(単位止)。
- g) 電力量料金単価(円/kWh) は小数点以下第2位止とする。
- ※3: <再掲>予定価格算定においては、力率補正値は 100%と仮定、燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促 進賦課金は考慮しない。
- ※4: Aの合計欄は小計欄①及び②を合計し、小数点以下を切り捨て単位止とする。

⑪ 様式4

入札辞退届

独立行政法人中小企業基盤整備機構 契約担当役 理事 森澤 泰治 殿

入札件名: 「中小機構保有施設(全国33施設)で使用する電気の調達 調達 No.1 中小企業大学校旭川校他1施設で使用する電気(北海道電力(株)管内)

調達 No.1 中小企業大学校旭川校他 1 施設で	使用する電気(北海道電力(株)管内)」
上記入札を辞退いたします。なお、辞退理由は次のとおりです。	令和 年 月 日 会社名 代表者名 担当者名 担当者連絡先 ()
なお、任意辞退者(機構側より本入札の参加資格がないとされた者 た理由についてご回答ください。〔該当する項目にチェックをしてください(A 競争参加資格について	
□①企業等に求められる業務実績の要件が厳しかった □②管理技術者等に求められる業務実績の要件が厳しかった	
□③管理技術者等に求められる資格要件が厳しかった □④その他〔具体的にご記入ください)
□①落札できる見込みがないと判断した 〔理由)
□②仮に受注したとしても、自社の専門分野・得意分野と異なる内容の ると判断した	の業務であり、業務を確実に履行できないリスクがあ
□③仮に受注したとしても、次年度に受注できないリスクがあり、人材の記 □④現時点において必要な技術者等が不足しており、契約履行開始記 □⑤発注ロット(業務規模)が大きく、そもそも受注することが困難と判	までに必要な体制を整えること等が困難と判断した
□⑥他の受注業務を履行中であり、追加して受注することが困難と判断 □⑦その他〔具体的にご記入ください	,, -, -
C 手続関係 □①入札公告又は入札説明会の日から入札書・技術提案書等の提出	出期限までの期間が短かった
□②業務の目的・内容、求められる成果物、審査基準等が不明瞭だっ □③契約締結から履行開始までの準備期間が短かった	ota
□④履行開始から終了までの履行期間が短かった □⑤その他〔具体的にご記入ください)